

【国際協力人材育成研修】

令和5年度国際協力人材育成研修

国際協力部教官

茅 根 航 一

第1 はじめに

令和5年11月6日から同月17日までの間（移動日を含む。以下、別段の記載のない限り、年は全て2023年である。）、令和5年度国際協力人材育成研修を実施した。

同研修は、平成21年以降、法制度整備支援に関心を持つ法務・検察職員を対象に、法制度整備支援に対する理解を深め、将来法制度整備支援業務に従事する場合に必要な基礎的な知識及び技術を習得させることを目的として、毎年度1回実施しており、今回で第15回目となる。

本研修は、昨年度に引き続き海外での研修を実施し、ラオス人民民主共和国（以下「ラオス」という。）を訪れた。

本稿では、本研修の概要について紹介する。意見にわたる部分は当職の私見である。

第2 研修参加者

森 香太 （法務省民事局付）

石村 竜太 （法務省人権擁護局総務課人権擁護推進室施策推進第一係長）

外山 詳子 （東京法務局訟務部（民事訟務部門）係員）

高田 洸輔 （水戸地方検察庁検事）

本多 茂雄 （名古屋地方検察庁検事）

味田 亮輔 （福岡地方検察庁小倉支部検事）

近藤 友宏 （東京地方検察庁検察事務官）

第3 研修概要

本研修の日程は、別添「令和5年度国際協力人材育成研修日程表」のとおりである。

1 国内研修（前半：11月6日～同月8日）

(1) 当部職員による講義

法務省が実施している法制度整備支援の概要等についての内藤晋太郎部長による講義、長期派遣専門家の役割、長期派遣専門家に必要な知識や能力、ラオス長期派遣専門家としての経験等についての須田大副部長による講義、当部の支援対象国に対する支援活動の概要についての当部教官による講義を実施した。

(2) 外部講師による講義

ラオスの政治体制及び社会情勢等についての独立行政法人日本貿易振興機構アジア経済研究所山田紀彦氏による講義を実施した。

また、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）本部を訪問し、ガバナンス・平和構築部ガバナンスグループ法・司法チームの方々から、政府開発援助（以下「ODA」という。）の全体像、JICAの組織及び業務の概要、JICAが実施する法制度整備支援業務の内容についての講義を受けたほか、技術協力プロジェクトを企画・策定する際に必要となるPCM手法やプロジェクトの目標等を記載するPDMの基礎知識について講義を受けた。さらに、JICA国際協力員白出弁護士から、中国に対する法整備支援プロジェクトに関する講義を受けた。

2 国外研修（11月9日～同月15日）（※移動日を含む。）

今年度の国外研修はラオス1か国で実施した。

(1) JICAラオス事務所訪問

JICAラオス事務所を訪問し、ラオスの政治体制、ラオス政府に対するODA及びJICAが行っている具体的な支援・協力の内容について説明を受けた。

(2) 国立司法研修所（National Institute of Justice）訪問

ラオスの法学教育・法曹養成機関である国立司法研修所を訪問し、同所のペッサマイ副所長ら幹部数名と面会した。国立司法研修所は、2018年に法務総合研究所との間で協力覚書を署名・交換しており、2019年以降、同協力覚書に基づいて法務総合研究所との共同セミナーを実施している。日本への留学経験もあるペッサマイ副所長らの歓迎を受け、同所内を御案内していただいた。



【国立司法研修所への訪問の様子】

(3) ラオス長期派遣専門家との意見交換

JICA法整備支援プロジェクトオフィス（以下「現地プロジェクトオフィス」という。）を訪問し、JICA長期派遣専門家から、ラオスに対する法制度整備支援の歴史、今年開始された現行JICA法整備支援プロジェクトの概要及びその具体的な活動内容について説明を受けた。

(4) 司法省（Ministry of Justice）訪問

司法省を訪問し、同省に設置された経済紛争解決センターの所長及び幹部数名と面会するとともに、現地プロジェクトオフィスと同センターとの協議に同席した。研修参加者にとって、現地の支援活動を直接見聞する良い機会となった。

(5) 国立司法研修所における講義

ア 国立司法研修所を訪問し、同所の学部3年生約60名及び教官約10名並びにオンラインで参加した同所分校の学生及び教官合計約30名に対し、研修参加者による講義を実施した。

研修参加者7名は、民事系と刑事系の2グループに分かれ、民事系グループは「日本の民事訴訟手続」を、刑事系グループは「日本の検察官の役割」をテーマとして、それぞれ、日ラオス語の逐次通訳を介し、約50分間の講義を行った。

イ 民事系グループの講義では、ラオスにおいては日本と異なり職権主義的に民事裁判が行われていることを踏まえ、日本の民事裁判の特徴である処分権主義や弁論主義といった当事者にイニシアティブが委ねられている点を中心に説明した。聴講者からは、日本の民事裁判の審理に要する期間、日本における仲裁、調停の利用状況を尋ねる質問があったほか、ラオスにおいては本人訴訟の割合が多いという現状を踏まえ、日本において裁判所が当事者の主張立証に積極的に介入することの有無等を尋ねる質問があった。

ウ 刑事系グループの講義では、ラオスにおいては日本と異なり検察官が刑事裁判のみならず民事裁判にも立会して法律上の手続が履践されているかを監督する役割を果たしていることなどを前提として、日本の検察官及び検察事務官の刑事手続における役割を説明した。聴講者からは、ラオスにおいては、裁判所が事件の証拠が足りないと判断した場合に検察院に事件を差し戻す制度があることを踏まえ、日本において同様に裁判所が証拠不十分と判断した場合の措置を尋ねる質問があった。



【国立司法研修所における講義の様子】

(6) 刑事裁判の傍聴

ヴィエンチャン市内の首都人民裁判所において第一審の刑事裁判を傍聴する機会

を得た。裁判の様子は研修参加者に強い印象を与えたようであり、後記の本研修最終日の発表において複数の研修参加者が刑事裁判の様子に触れていた。

3 国内研修（後半：11月16日及び同月17日）

(1) 講義

国際専門官の担当業務ややりがい等についての当所国際事務部門国際専門官の講義、国連アジア極東犯罪防止研修所の歴史、組織概要及び活動状況についての同所教官による講義、大臣官房国際課設置の目的やその業務概要、司法外交の概要と法務省における国際協力の今後の展望等についての同課補佐官による講義を実施した。

(2) 課題発表及び総括質疑応答

本研修最終日に、各研修参加者において、本研修で習得した知見や経験、本研修に対する感想や法制度整備支援の意義・在り方に対する考察等を1名15分程度で発表した。

第4 終わりに

- 1 本研修は、国際協力の基礎を学ぶことに主眼を置いた国内研修及び法制度整備支援の現場を体感することによりその活動に必要な素養や技能を習得することに主眼を置いた国外研修の二部構成で実施した。
- 2 国内研修では、法制度整備支援の全体像を理解することに向けた従来からの講義に加え、今年度からは、国外研修の訪問先国の法制度という視点に限らず、政治体制や社会情勢といったより広い視点から当該国の国情を学ぶ講義を新たに実施した。このようなマクロ的な観点からの講義は、同国の実情を理解するのに大いに役立つものと思われる。研修参加者にとってラオスはなじみの薄い国であり、初見・初出の情報に触れることが多かったが、講師に積極的に質問するなど、いずれも意欲と関心を持って講義に臨む姿勢が見られた。
- 3 国外研修では、JICAラオス事務所及び現地プロジェクトオフィスの専門家との意見交換並びに国立司法研修所の学生に対する講義を中心とするプログラムを実施した。研修参加者は、前者については、ラオスのプロジェクトに関するICD NEWS等の記事を読んだ上で臨み、積極的に質問するなど、意欲的に取り組んでいた。また、後者についても、講義資料や原稿の作成に当たり、日本の法制度をいかに分かりやすく説明するかに配慮していた。その結果、各講義は充実した内容となっており、聴講者からの様々な角度からの質問にも丁寧に対応することができていた。
- 4 本研修の最後には、研修参加者において、自らテーマを設定し、本研修のカリキュラムを通じて得た情報や経験を基に、法制度整備支援に対する各自の考えや見解を発表した。各発表は、いずれも示唆に富み、本研修を通じて法制度整備支援を含む国際協力に対する理解や認識を十分に深めたことをうかがわせるものであった。研修参加者の中には、法制度整備支援を始めとする国際的な業務に将来従事したいとの希望を

表明する者もいたことを付言したい。

- 5 末筆ながら、本研修に御協力いただいた全ての関係者の皆様、特に、御多忙の中、国外研修の企画・調整等に御尽力いただいた矢尾板隼チーフアドバイザーを始めとする現地プロジェクトオフィスの皆様にこの場を借りて厚く御礼申し上げます。

令和5年度国際協力人材育成研修日程表

| 月 日 | 曜日 | 午前 | 午後 | 備考 | |
|-----------------|----|---|---|---|---|
| 11 / 月 6 | | | 15:00 法務総合研究所 宿泊棟(国際法務 総合センター内) 入寮 | 16:00 17:00 オリエンテーション 国際協力部教官 国際専門官 寮泊 | |
| 11 / 火 7 | | 9:40 10:20 講義「国際協力部の法 制度整備支援」 国際協力部長 | 10:30 12:00 ICD教官の業務と各国支援状況1 国際協力部教官(茅根教官・坂本教官) | 13:00 (移動) 14:30 16:30 JICAの法整備支援 JICA法・司法チーム 寮泊 | |
| 11 / 水 8 | | 9:40 11:00 長期派遣専門家の業務 国際協力部副部長 | 11:10 12:00 ICD教官の業務と各国支援状況2 国際協力部教官(荒川教官) | 13:00 14:30 ラオスの政治体制及び社会情勢等 JETROアジア経済研究所 山田紀彦氏 14:40 15:40 海外研修オリエン テーション 国際協力部教官 国際専門官 15:45 17:00 資料整理・海外研修 準備 寮泊 | |
| 11 / 木 9 | | 移動日 日本(東京・羽田) → ラオス(ビエンチャン) 日本(東京・羽田)10:35発 タイ(バンコク)15:40着(便名 TG0683) タイ(バンコク)18:30発 ラオス(ビエンチャン)19:45着(便名 TG0574) | | | ビエンチャン泊 |
| 11 / 金 10 | | 10:30 JICAラオス事務所訪問 JICAラオス事務所所長 | 11:30 14:00 国立司法研修所(NIJ)訪問 NIJ副所長 | 15:30 17:00 ラオス長期派遣専門家と意見交換会 矢尾板専門家・阿諶坊専門家・澤井専門家 ビエンチャン泊 | |
| 11 / 土 11 | | | | | ビエンチャン泊 |
| 11 / 日 12 | | | | | ビエンチャン泊 |
| 11 / 月 13 | | 10:00 11:00 経済紛争解決センター訪問 | 13:30 16:30 国立司法研修所 講義・意見交換 | 寮泊 | |
| 11 / 火 14 | | 9:00 12:00 刑事裁判傍聴 | 移動日 ラオス(ビエンチャン)→日本(東京・羽田) ラオス(ビエンチャン)20:30発 タイ(バンコク)21:40着(便名 TG0575) タイ(バンコク)23:15発 日本(東京・羽田)翌6:55着(便名 TG0682) | | 機内泊 |
| 11 / 水 15 | | 6:55 羽田着 | 資料整理・研修結果報告書作成 | | 寮泊 |
| 11 / 木 16 | | 10:00 11:00 国際専門官の業務 国際専門官(中嶋専門官) | 11:20 12:00 UNAFEIの業務 UNAFEI教官(奥田教官) | 13:00 14:00 官房国際課の業務 官房国際課(高坂補佐官) | 14:10 15:10 研修結果報告 前の質疑応答 国際協力部教官 国際専門官 15:20 17:00 資料整理・研修結果報告書作成 国際協力部 寮泊 |
| 11 / 金 17 | | 9:45 12:00 研修結果報告発表・総括質疑応答 国際協力部 | 13:15 14:00 閉講式 国際協力部 | | |

国際協力人材育成研修結果報告（日本の法整備支援の在り方）

法務省民事局付

森 香 太

第1 はじめに

このたび、法務省法務総合研究所国際協力部（以下「ICD」という。）の主催する令和5年度国際協力人材育成研修（以下「本研修」という。）に参加する機会を頂いた。本研修は、令和5年11月6日から同月17日まで行われ、そのうち同月9日から同月14日までの期間は、ラオス人民民主共和国（以下単に「ラオス」という。）において行われた。

私は、これまで法整備支援に関する業務に携わった経験はなく、法整備支援の意義や具体的な活動に関する十分な知識や理解を有していなかった。このような私にとって、本研修は、法整備支援に関する基礎的な知識を得るとともに、法整備支援に関する理解を深める上で、非常に有益なものであった。

本研修において学び、考えた事項は、非常に多岐にわたるものの、本稿では、特に「日本の法整備支援の在り方」について学び、考えたことについて、本研修での経験と併せて、御報告させていただくこととしたい。

第2 日本の法整備支援の在り方について

1 総論

法整備支援の在り方については、様々な考え方があり得るところである。本研修でも、多くの実務家の方から、法整備支援の在り方についての御説明をいただいたところであるが、その内容は少しずつ異なり、また、重視している点も異なっているように思われた。

本研修において学んだ内容を基に、私なりに整理を試みると、日本の法整備支援の在り方を考える上では、①日本が開発途上国に対して法整備支援をする理由（支援国側の観点）と②日本が支援をする開発途上国の状況・要望（開発途上国側の観点）を検討する必要があると思われる。

2 日本が開発途上国に対して法整備支援をする理由（支援国側の観点）

開発途上国に対して法整備支援を行うに当たっては、使うことができる資源（予算、人員など）が限られているため、日本が、開発途上国に対して、際限なく法整備支援をすることはできない。そこで、日本が、どの国に対して、何について、どのように支援をするのかを検討する必要があり、その検討に当たっては、日本が開発途上国に対して法整備支援をする理由を考察する必要がある。

日本が開発途上国に対して法整備支援をする理由については、①国際社会における日本の責務としての意義、②日本国内における日本国民の社会生活を維持・発展する

ための意義、③日本の国際的な活動を有利にする意義があると思われる。

(1) 国際社会における日本の責務としての意義

法整備支援をする理由としては、まず、国際社会における日本の責務としての意義が挙げられる。本研修の中でも、例えば、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）の本部を訪問した際に、このような意義についての御説明をいただいたところである。これは、概略、次のような考え方であると思われる。

世界には、急速な経済発展を進める中で、基本的な法制度の整備が追いついておらず、国民の安全・生活を守ることが難しい地域が存在する。そこで、人類普遍の原理である基本的人権の擁護を実現し、遍く法の支配に基づく秩序を確保する上では、相対的に法制度の整備が進んでいる日本には、先進国として、開発途上国の法整備を支援する責務があると考えられる。

また、日本がこれまで世界から受けてきた支援を踏まえると、この責務は一層大きなものと思われる。すなわち、日本は、第二次世界大戦後の復興期に国際社会からの支援を受けて経済成長を遂げた歴史を有しており、また、東日本大震災などの災害発生時には、多くの国や地域、国際機関から支援物資や支援金・義援金を受けた経験がある。このような日本の歴史・経験を踏まえると、日本には、過去の支援に報いるとともに、その経験を生かして開発途上国の自立と発展に協力する社会的な責務があると思われ、先進国としての大きな責務を負っているといえることができる。

(2) 日本国内における日本国民の社会生活を維持・発展するための意義

法整備支援は、開発途上国に人員を派遣し、あるいは国内で研修を開催する方法により実施されるものであるが、そのような活動を実施する上では、どうしても予算が必要となり、その財源には国民の税金が充てられることになる。そうである以上、日本の法整備支援は、国際社会における日本の責務を果たすという道義的な意義のみならず、日本の国益（実利）に適ったものでなければならないものと思われる。本研修の中で御紹介をいただいた開発協力大綱（令和5年6月9日閣議決定）においても、日本の開発協力の目的として、「開発途上国との対等なパートナーシップに基づき、開発途上国の開発課題や人類共通の地球規模課題の解決に共に対処し、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の下、平和で安定し、繁栄した国際社会の形成に一層積極的に貢献すること。」と併せて、「同時に、我が国及び世界にとって望ましい国際環境を創出し、信頼に基づく対外関係の維持・強化を図りつつ、我が国と国民の平和と安全を確保し、経済成長を通じて更なる繁栄を実現するといった我が国の国益の実現に貢献すること。」が挙げられている。

そこで、開発途上国に対する法整備支援が、具体的にどのように日本の国益に結び付くのかという点が問題となるが、そこでは、開発途上国に対する法整備支援が、日本国内における日本国民の社会生活の維持・発展に寄与するものであるという点を挙げるることができる。

例えば、基本的な法制度を備えていない開発途上国においては、国民は十分な権利救済を受けることができず、貧困や教育・雇用機会の不均衡などの問題を生じさせ、やがては紛争に発展することが考えられる。そして、開発途上国における紛争の影響は、直接的（日本が紛争に巻き込まれるなど）あるいは間接的（日本国内における物資の不足、物価の上昇など）に、日本国内における国民の社会生活に悪影響を及ぼす可能性がある。また、このような開発途上国の状況を放置することは、感染症の流行や環境破壊などにも結び付き、世界規模の悪影響を生ずる可能性もある。このように、開発途上国の問題は、日本国内における国民の社会生活に影響を及ぼし得るものであり、開発途上国を支援することは、日本を守ることに繋がるものであるといえる。

さらに、日本国内での生活には、他国の協力が必要不可欠であり、開発途上国に対する法整備支援を通じて、他国との協力関係を構築・維持することは、重要な意義を有するという点を指摘することができる。すなわち、日本は、現在、生活や産業に欠かせないエネルギーの8～9割を国外からの輸入に頼っているものとされており、日本の食料自給率は40%を下回り（農林水産省が公表するところによると、日本における令和4年度のカロリーベースの食料自給率は約38%とされている。）、多くの穀物、水産物、果実などを国外からの輸入に頼っている状態にある。日本が資源や食料の多くを世界各国からの輸入に依存しており、一国だけで存立を維持することが難しい状況にあることを踏まえると、日本国内における国民の生活を維持し、向上するためには、他国との協力関係が不可欠であり、その上で、開発途上国に対する法整備支援は、重要な意義を有しているものと考えられる。

(3) 日本の国際的な活動を有利にする意義

開発途上国に対する法整備支援には、日本国内における日本国民の社会生活の維持・発展に寄与するのみならず、日本の国際的な活動を有利にする意義もあると思われる。本研修の中でも、複数の実務家より、この観点からの御説明をいただいた。

例えば、基本法令が整備され、法制度が適切に運用されている国では、紛争の発生を適切に予防することができ、また、紛争が発生した場合の対応についても予見することができるため、そのような国は、日本国民の滞在先や日本企業のビジネス市場として安定することになると思われる（なお、独立行政法人日本貿易振興機構（以下「JETRO」という。）の公表するところによると、ラオスでは日系企業専用の工業団地の開発が進められているとのことであるが、私が現地で見聞した感想としては、ラオスに進出している日本企業は、まだまだ多くないものと思われる。）。

さらに、開発途上国との間で協力関係を構築・維持することは、国際会議等において他の国と協力関係を築くことにも繋がり、国際社会において日本が意見を述べていく上で、その地位を優位にするという効果もあると思われる。本研修においては、JETROアジア経済研究所の山田紀彦先生よりラオスの歴史、経済等につい

て御説明をいただいたが、その中では、ラオスは、現在、多額の公的債務を負っており、その約半分は中華人民共和国（以下「中国」という。）に対するものであって、中国のラオスに対する影響は大きいという御指摘があった。このようなラオスの経済状況を踏まえると、ラオスを支援し、経済的な困窮を解消することは、ラオスに対する中国の影響力を薄めることに繋がり、相対的に、日本の地位を高めることに結びつくものと思われる。

3 日本が支援をする開発途上国の状況・要望（開発途上国側の観点）

開発途上国には、それぞれ、様々な状況・事情があるため、日本から見て、必要な支援の内容は、支援対象となる開発途上国によって異なり得る。また、開発途上国には、それぞれの認識する課題があり、要望する支援の内容も異なり得る。

日本の開発途上国に対する法整備支援の在り方を考える上では、このような開発途上国側の観点を踏まえる必要があり、具体的には、①開発途上国の状況、②開発途上国の要望、③開発途上国の歴史・文化を踏まえる必要があると思われる。

(1) 開発途上国の状況

当然のことではあるが、開発途上国に対する支援は、支援国の側から見て、当該開発途上国の法制度等に何らかの課題がある場合に行われることになる。そして、開発途上国には複数の課題があるのが通常であり、開発途上国の状況に応じて、優先すべき支援の内容は異なり得る。

例えば、ラオスではJICAのプロジェクトオフィスにおいて、2023年より「法の支配発展促進プロジェクト（フェーズ2）」が開始されているとのことであり、同プロジェクトでは、ラオスにおける理論面の整理が十分ではない、ラオスにおける法律家の教育のための研修資料等が十分ではないなどの課題に対応するため、論点集の作成、研修用指導書の作成などの活動が行われる予定であるとのことであった。

また、国内研修の講義やJICAラオス事務所に訪問した際には、ラオスでは、汚職や手続の不透明等の理由により裁判所に対する国民の信頼が低いという問題があるという指摘もあり、これもラオスが抱える課題の一つであると思われる。

(2) 開発途上国の要望

法整備支援をするに当たっては、支援対象国の司法関係機関との協力が必須のものとなるが、そのような機関の関係者が有している優先課題の認識や、日本に対して求めている支援の内容は、日本の法整備支援の在り方を考える上で、重要な要素となる。

本研修を通じて、度々耳にしたところであるが、日本の開発途上国に対する法整備支援は、「寄り添い型」の支援として、開発途上国から高い評価を受けているとのことである。この「寄り添い型」の支援とは、私の理解したところによると、日本の法制度を支援対象国に押し付けるのではなく、支援対象国の主体性等を尊重し、支援対象国において自ら法制度を整備し、運用する能力を身につけてもらうと

いう点を重視するものであり、法制度が支援対象国に根付き、真の理解の上で運用されていくことを目指すものであると思われる。このような日本の「寄り添い型」の支援においては、支援対象となる開発途上国の意向は、特に重要な意味を有することになる。

本研修では、ラオス司法省の経済紛争解決センターを訪問し、同センターの職員より、ラオスの経済紛争解決法に関する御説明を伺う機会があった。この際、同センターの職員からは、ラオスの経済紛争解決法は、仲裁と調停について規定しているところ、将来的にはこれらを分けて整理し、別の法律で規定する必要があると考えているとのことであり、また、同法が外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約（ニューヨーク条約）に整合していない（なお、ラオスは、日本と同様に、ニューヨーク条約に加入しているとのことである。）という点に問題意識を有しているというお話を聞くことができた。その上で、同センターとしては、将来の改正に向けた仲裁調停の運用マニュアルの改訂を進めたいと考えているようであった。法整備支援においては、このような、支援対象国の要望を考慮して行われることになると思われる。

なお、近年、世界的には、民事訴訟や仲裁・調停の分野において、条約やモデル法の作成により、法制度の統一を目指す方向での検討が進められているところであると思われる。そのような世界的な状況の中では、例えば、支援対象国から、国際モデルとは異なる独自の法制度等の要望を受けた場合において、どこまでその要望を尊重し、法整備支援を行うのかという、非常に難しい問題があると思われる。

(3) 開発途上国の歴史・文化

開発途上国は、その国によって、その有する歴史・文化が異なり、法整備支援を通じてよりよい法制度を根付かせるためには、その支援が、その国の歴史・文化を尊重したものである必要がある。そこで、開発途上国に対する法整備支援においては、その国の歴史・文化を理解し、これを尊重して行うことが重要であると思われる。

例えば、ラオスでは、日本とは異なり、国民議会の下に裁判所が設置されており、裁判所には法律の解釈権限が認められていないとのことである。このようなラオスの法制度を前提とすると、ラオスに対する法整備支援に当たって、裁判所の法解釈権限を強調することは、ラオスの制度や文化と相容れないものとなるため、留意する必要があるとの指摘もあった。

4 小括

以上のとおり、日本の法整備支援の在り方を考えるに当たっては、法整備支援をする理由と開発途上国の状況・要望とを踏まえる必要があり、前者については、日本は、①国際社会における責務、②日本国内における国民の社会生活の維持・発展、③国際活動における優位な地位の確保などのために、開発途上国に対して法整備支援をする意義があり、後者については、日本の法整備支援により、開発途上国に法制度を

根付かせるために、④開発途上国の状況、⑤開発途上国の要望、⑥開発途上国の歴史・文化を踏まえる必要があると思われる。

第3 終わりに

以上、本研修を通じて学んだ内容につき、特に「日本の法整備支援の在り方」について取り上げ、その御報告と併せて、本研修の内容や本研修で感じたことを御紹介させていただいた。

本研修が非常に充実したものとなったのは、茅根教官及び中嶋国際専門官をはじめとしたICDの皆様、本研修において御説明や様々な準備・手配等をいただいた多くの方々の御協力によるものであったと強く感じている。末筆ではあるが、この場を借りて、厚く御礼を申し上げたい。

令和5年度国際協力人材育成研修を終えて

法務省人権擁護局総務課人権擁護推進室係長

石村 竜太

第1 はじめに

この度、令和5年11月6日（月）から11月17日（金）までの間に法務総合研究所国際協力部（以下「ICD」という。）において開催された令和5年度国際協力人材育成研修に参加させていただいた。

本レポートは、国内研修及び国外研修の概要並びに本研修を通じて得た所感について報告をするものである。

第2 研修の概要及び所感

1 国内研修について

国内研修においては、日本の法整備支援の概要や推進体制について講義を受けるとともに、ICDの教官や独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）の長期派遣専門家として派遣されていた講師の方々等から、実経験を通じた法整備支援の具体的な活動内容について講義を受けた。

私は、自身が法務省に入省した当初から、法務省が開発途上国に対して法整備支援を行っていることについて認識はしていたものの、その具体的な活動内容については、各講義を通じて知るに至った。

まず、法整備支援は、JICAのプロジェクト以外にもICD主導による独自の活動もあること、近時は法務省が重要施策として掲げている「司法外交」の推進の一翼を担うものとしても位置付けられていることがわかった。各国への支援を進める上で今後向き合っていかなければならない課題については、法的紛争解決手段の多様化・国際化、各国の法制度の不十分さ、各国のビジネスの海外展開への対応といったことが挙げられることについても理解が深まった。

次に、ラオスに対して行われてきた法整備支援について学んだ。1998年に支援を開始し、25年にもわたる実績を有するものであること、直近では、2018年～2023年7月まで「法の支配発展促進プロジェクト」が実施されたこと、現在の支援対象機関は司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院、ラオス国立大学であることなどについて理解を深めることができた。支援の内容は、いわゆる基本法の起草支援にとどまらず、解説書や執務参考資料（民法典コンメンタール、民事第一審判決書マニュアル、刑法総論事例問題集、民事事実認定問題集、刑事事実認定問題集等）の作成・改訂といったことが行われていることについても、新たに知ることができた。

講義の中で、法整備支援を行うに当たって留意すべき点等についても言及があったが、支援の現場ではどのような困難があり、それをどのように解決し支援を進めてい

るのか、実際に現場に行き、これらにつき実感を伴って具体的に理解したいという思いを胸にラオスに渡航した。

2 国外研修（ラオス・ヴィエンチャン）について

ラオスのヴィエンチャンで行われた国外研修においては、JICA事務所、NIJ（国立司法研修所）及び経済紛争解決センターを訪問し、また、ラオス長期派遣専門家との意見交換や刑事裁判の傍聴を行ったので、その概要及び所感を記すこととした。

(1) JICA事務所の訪問について

JICA事務所では、長瀬所長からラオスにおけるJICAの活動の概要について説明があった。これまでのラオスにおける法整備支援の中心的な活動は、民法典を作成したことであり、その過程では、ラオス側の主体性を尊重し、ラオス側から質問してもらい、考えてもらった。そして、この作業は非常に手間と時間がかかるものだったとのことである。基本法の起草支援の苦労やその価値の大きさを学ぶことができた。

続けて長瀬所長がお話されたのは、ラオスにおける財政問題と人民革命党についてである。

まず、財政問題について、なぜこれほど国の債務が膨れ上がっているのかという点については、国の発展は遅れているにもかかわらず進んだ生活がしたいという国民感情が原因の一つであるというお話があった。ラオスは経済成長のために多額の財政出動をしており、チェック&バランスの仕組みも必ずしもうまく機能していなかった。ただし、2016年の党大会では、このままではいけないという問題意識から、クリーンな政治を目指すということが宣言されたとのことである。

人民革命党については、ベトナムの共産党とルーツを同じくしており、ラオスは人民革命党の一党「独裁」というより、一党「支配」と表現すべきであるとお話があった。党は、非常に国民の意見や声を気にしている。2010年代半ばくらいから、中国の経済的な勢いが弱くなるとともに、ラオスの経済も減速し、民衆から上層部への不満が噴出してきて、汚職防止とかクリーンな政治といったことが重視されるようになった。このため、政治においては一定のチェック&バランスの仕組みは機能している、とのことだった。

また、長瀬所長はラオスにおいて法律を作る側の立場である党幹部の人材育成が重要と考えており、ベトナムに対して行ったものと同様の党幹部研修を行っているとのことだった。ラオス人が自分たちで法を作り守ってもらう必要があり、ボトムアップだけでなく、トップ層の能力を引き上げ、国の発展を牽引してもらう必要があるとのことのお考えと理解した。

これらのお話により、財政や政治の観点からラオス社会やラオスへの法整備支援の在り方を理解することができた。

(2) N I J (国立司法研修所) 訪問について

ペッサマイ副所長から、N I J の概要等についてお話を伺った。N I J の役割は大きく3つあり、①大学教育②法曹養成③法務関係職員の教育であるとのことだった。次に、学生数の推移について、フランスやアジア諸国から金銭的な援助がある年に比較的學生数が多くなっており、奨学金の条件が貧困であることや女性であることなどであるため、これらに該当する學生も増えているとのことがあった。

また、N I J の今後の展望につき、N I J の卒業生が裁判官、検察官や公務員になると就業後の給与が優遇される制度があるものの、まだ不十分であり、更に制度の整備を進める等して、N I J を発展させていきたいとのことをお考えを述べられていた。

(3) ラオス長期派遣専門家との意見交換

ア 矢尾板専門家

ラオスにおける法整備支援に係るPDM (プロジェクト・デザイン・マトリックス。プロジェクトの概要が書かれた表のこと。)を示しながら説明していただいた。より上位の目標である「法の支配の実現」のために、事実認定と法令の解釈適用を適切に行う能力を身につけた法律実務家を育成する基盤が形成される必要があり、そのために、様々な支援を行っていること等の説明を受けた。

イ 阿讚坊専門家

ラオスにおける裁判所の人的・財政的リソースが限られていること等が要因となり、民事訴訟は調停 (通常、村落単位で行われる) を前置する制度となっている等の説明を受けた。

(4) 経済紛争解決センターの訪問

経済紛争解決センターでは、まず、センター側から、同センターがJICA、司法省及び検察院と長く協力しており、現在行われているプロジェクトも非常に有益なものであること、日本からの様々な支援の結果、仲裁調停に関するハンドブックの作成など多数の成果が出ており、とても感謝していること、そして、ラオスにはさらなる支援が必要であることにつき説明があった。

次に、経済紛争解決センターの活動について以下のような説明があった。同センターは、紛争の解決手続を担っているとともに、政策形成・法律作成や研修も行っている。諸外国では一般的に調停と仲裁は別の手続だが、ラオスでは両者とも経済紛争解決センターで取り扱っている。2022年の統計では、仲裁と比べて調停を多く扱い、合計して年間で70事案が係属しており、53件が終了した。経済紛争解決センターは司法省の傘下だが、独立的な役割もある。仲裁判断については執行力があるが、判断に違法事由があるときは、裁判所が同判断を取り消すことができること等の説明があった。また、具体的なケースとしては、売買契約、賃貸借契約、鉱山採掘に係る係争を扱っているとのことだった。

長期派遣専門家と現地相手方機関との協議の現場を見学させていただいたことは

非常に貴重な体験となった。

(5) 刑事裁判の傍聴

ヴィエンチャン首都人民裁判所において、刑事裁判を傍聴した。傍聴した裁判においては、一度に20人以上に係る事件を進行していた。一度に扱う人数が多すぎて、一件ごとの審理の精度が落ちる懸念があるのではないかと感じ、日本との違いに驚いた。

また、被告人の弁護人がいないことにも驚いた。覚せい剤の販売の疑いがかけられている被告人に対し、裁判長が「本当にそれしかやっていないのか。何か盗んでいないのか」と質問する場面があった。このような追及に対し、法律知識のない被告人は適切な対処ができるのか、被告人の権利は守られるのか、といったことを疑問に思った。

第3 研修全体を通じて学んだこと

国内研修の講義中で法整備支援を行うに当たって留意すべき点につき言及があり、端的に以下の点を挙げていただいたことが非常にわかりやすく、印象に残っている。①対象国のニーズを把握すること②対象国の抱える問題点の把握・分析③対象国の考え方や文化の理解④日本の法・裁判実務の理解⑤コミュニケーション（通訳等）といった点である。

研修全体を通じ、寄り添い型の支援を行う日本にとって特に重要なのは、③の観点であると考えられる。重要なのは、支援対象国の考え方や文化を知り、オーナーシップを尊重することだと思った。これを前提とし、単に日本と同様の制度を押し付けるのではなく、支援対象国の担当者に自ら考えてもらい、しっかりと議論をした上で制度を立案していく。それが、ひいては支援対象国のニーズに沿った支援となり、また、支援後の運用段階における支援対象国の主体性の確保にもつながっていくという考え方が、日本の法整備支援の根底にあることを学んだ。

このような支援を行うため、国際協力人材には、法律知識や語学力が求められることはもちろん、特に長期派遣専門家においては、各国の様々な要望に対応していくため、交渉力、調整力や人事・予算に関する知識も求められる場面があると知った。

国外研修においては、経済紛争解決センターを訪問した際、相手方機関との協議の現場に立ち会うことができ、ラオスに旅立つ時に知りたいと胸に抱いていたことを、実際に見ることができたという思いである。

さらに、JICAのラオス事務所では、長瀬所長から、ラオスの政治は一党「独裁」ではなく一党「支配」と表現すべきであるというお話があった。

このお話を聞いたとき、私は、一党「独裁」ではなく一党「支配」と本当にいえるのか、人民革命党をどのように評価するかがラオス社会やラオスへの法整備支援の在り方を理解するための重要なポイントではないかとも思った。

しかし、今回の研修を通じ、対象国の根本的な在り方について、日本と比較して口を

出すべきではなく、そこに触れてしまうと支援は進まないのではないかと考えるに至った。対象国の人々の考え方や文化は、法整備支援の活動を行う前提であり、変えるとか口を出すという対象ではない。そして、政治や社会制度はこうした人々の考え方や文化と密接に関連しており、切っても切れないものである。そうすると、寄り添い型の法整備支援に関わる者は、政治問題等にむやみに立ち入らず、対象国のオーナーシップを尊重しつつ支援を進めるべきといえるのではないだろうか。

第4 終わりに

本研修は、私にとって初めて法整備支援の業務を見聞するものであり、いずれの科目についても非常に得る所の多い研修であった。また、本研修で学んだことは、法整備支援の業務だけでなく、他の業務においても活かすことができるものであり、その点でも有意義な研修であったと感じている。また、本研修を通じて学んだ法整備支援は、法務省が誇ることでできる活動の一つであると思った。

最後に、研修を企画し、かつ、円滑に研修を実施していただいた茅根教官及び中嶋国際専門官を始めとする法務総合研究所の皆様には厚く御礼を申し上げます。

また、本研修に快く送り出していただいた法務省人権擁護局総務課人権擁護推進室の皆様、そして3歳の子供の育児に追われる中、約2週間という長期間の研修に参加することに理解を示してくれた家族に感謝を申し上げます。

令和5年度国際協力人材育成研修に参加して

東京法務局訟務部民事訟務部門

外山 詳子

第1 はじめに

令和5年11月6日から同月17日までの間、法務省法務総合研究所国際協力部（以下「ICD」という。）により実施された令和5年度国際協力人材育成研修へ参加させていただいた。本稿では、研修の概要及び感想について報告する。

第2 国内研修について（前半）

1 国際協力部の法制度整備支援

本講義では、ICD部長から法制度整備支援の概要に関する御講義があった。私自身、今まで法制度整備支援に関係する業務に従事した経験がなく、法制度整備支援という単語自体も、本研修のお話をいただいた際に初めて耳にしたため、講義についていけるのか不安であったが、初心者にも分かりやすく丁寧に説明していただき、国際協力部の業務内容及び法制度整備支援の総論について把握することができ、国際協力について興味が湧いた。

2 ICD教官の業務と各国支援状況

本講義において、日本の法制度整備支援の概要の説明があり、日本の法制度整備支援は「寄り添い型」であること、他国の法制度を整備するだけでなく、人材育成も重視していること等を学んだ。寄り添い型の支援と聞いた際に、「司法制度が未発展の国に対しては、寄り添うのではなく、ある程度、日本の制度をそのまま取り入れさせて、早急に基盤を作ってしまった方がいいのではないか。」とも考えたが、講義の中で、教官から「相手国の法律は、その国の歴史・文化である。」というお話を伺い、私の考えは改まっていった。法制度整備支援を必要としている発展途上国は、各国ごとに様々な課題を抱えており、各国ごとに要望する支援も異なることから、相手国の考えを尊重し、日本が行おうとしている支援と相手国が要望する支援の調整を行うことで、支援の成果が相手国に根付くよう、努力を積み重ねることが重要であると感じたと同時に、法制度整備支援はとても時間が掛かるものであるという印象を受けた。

3 長期派遣専門家の業務

ICD副部長より、長期派遣専門家の業務について御講義をいただいた。ICD副部長は、以前、長期派遣専門家としてラオスに滞在し、法制度整備支援の現場で勤務されており、その時の経験を踏まえ、詳しく説明していただいた。どのエピソードも興味深く、また、写真を用いて、説明していただいたため、長期派遣専門家の実務について、より理解が深まった気がした。

4 ラオスの政治体制及び社会情勢等

J E T R O アジア経済研究所の山田紀彦氏から、ラオスの政治体制及び社会情勢等について御講義いただいた。日本は、「寄り添い型」という手法で、各国のニーズに即した司法制度の運用や法律の作成等を行っていることから、相手国の地理・歴史や政治体制を理解することは大変重要であると感じた。

本講義では、ラオスの位置、治安等の基本的知識から、統治メカニズム、経済問題等の具体的事情に至るまで詳しく説明していただいた。法制度整備支援に携わるには、法律の知識だけでは足りず、相手国の情勢や文化等の知識もある程度必要であることを渡航前に認識することができ、大変勉強になった。

第3 国外研修について

1 J I C A ラオス事務所訪問

長瀬所長からは、J I C A の業務の進め方や人材育成を中心として活動に取り組んでいるというお話があった。J I C A の業務の進め方としては、相手国側の職員や、長期派遣専門家とチームを作り、相手国が提案してきたものについて、何度も議論を重ねるスタイルで活動を行っているとのことであった。法制度が発展途上である相手国と議論を行うには、頻繁にコミュニケーションを図る必要があり、意思の疎通に膨大な時間を要したり、常に現地に張り付いて動向を注視しなければならないといったハードな面がある一方で、現地に長期滞在して、日々対面でコミュニケーションを図っているからこそ、相手国の厚い信頼を得ることができるのではないかと感じた。

2 国立司法研修所（以下「N I J」という。）表敬訪問

N I J では、ペッサマイ副所長とお会いすることができた。同副所長からは、今までの日本の支援について深く感謝を述べられ、今後も支援を続けてほしいとのお話があった。また、ラオスにおける法曹養成に携わる人材不足を懸念されており、今後も日本の法制度整備支援による人材育成をお願いしたいとの発言があった。常に笑顔で絶やすことなく話されていたのが印象的であり、日本のこれまでの法制度整備支援活動に対する強い信頼があると感じた。

3 プロジェクトオフィス訪問

現地のプロジェクトオフィスでは、長期派遣専門家との意見交換が行われた。

まず、長期派遣専門家から「寄り添い型」支援をどのように行っているのかについて説明があり、上位目標及びプロジェクト目標を立て、目標を達成するためには、どのような成果物を生み出せばよいのかを日々考え、実践しているという話を聞くことができた。ラオスでは、事実認定及び法令の適用解釈を適切に行う能力を身につけた法律実務家を育成する基盤を形成することを目標としており、目標達成のために、法令の実務適用を踏まえた論点の研究、成果物を活かすための指導書の作成、同指導書を用いた研修の実施、研修を踏まえた判決書及び意見書の作成等の様々な取り組みが行われていることを学んだ。このような取り組みを行うためには、相手国を深く知る

必要があるところ、相手国を知るためには、現地に滞在し、現地の方と直接コミュニケーションを図ったり、相手国の現状を自分の目で見て把握することが重要であり、現地に張り付いて活動されている長期派遣専門家の役割は非常に大きいものがあると感じた。

4 経済紛争解決センター訪問

司法省の経済紛争解決センター訪問時には、同センター側から寄せられた要望に対し、長期派遣専門家において、相手側の事情に配慮しつつ、日本側の考えを順序立てて、丁寧に説明されていた。正に「寄り添い型」の法制度整備支援のリアルな一面を見ることができ、非常に有意義な時間となった。

5 N I Jでの講義

N I Jの学生に対し、「日本の民事訴訟手続の概要について」及び「日本の検察官の役割について」をテーマとして講義を行った。通訳を介しての講義であったため、説明に想定していた以上の時間を要してしまい、学生に伝わっているのか不安があったが、講義後、多くの質問が寄せられ、学生は講義内容をよく理解しているように感じた。

6 刑事裁判傍聴

ビエンチャン首都人民裁判所において、刑事裁判の傍聴を行った。関連しない複数の事件の被告人を同時に在廷させて審理していたり、弁護人の在廷がなかったり、黙秘権の告知がない等、日本の刑事裁判とは異なる形式で行われていた。複数の事件を連続して審理する関係で、被告人が20名ほど法廷に座っていたが、被告人同士で私語をしたり、複数名でトイレに行ったりしていたことが非常に印象的であり、驚きの数々であった。

また、開廷中にある事件の被告人質問に時間を要してしまい、別事件の審理時間が無くなり、同事件の被告人が在廷しているにもかかわらず、裁判長から「時間が足りないので、別日に審理する。」という趣旨の発言があり、訴訟進行や被告人質問の技術等にまだまだ改善の余地があると感じ、ラオスにおける日本の法制度整備支援の存在意義は大きいものがあるように思えた。

第4 国内研修（後半）

1 国際専門官の業務

中嶋専門官から、国際専門官についての御講義があり、研修及び出張の補助や長期派遣専門家との連絡・調整等の通常業務を行いながら、海外研修が行われる際は、現地に同行することもあるとのお話を伺った。実際に本研修においても、現地に同行していただき、空港での乗継から現地での食事に至るまで、嫌な顔をせずにサポートしていただいて、大変心強かった。

2 UNAFEIの業務

UNAFEIとは、「国連アジア極東犯罪防止研修所」のことであるが、講義を聴

くまでは、法制度整備支援と何の関係があるのか正直分からなかった。

しかし、講義の中で、「国境を越えて、組織犯罪対策等について研修や会議を行い、犯罪の撲滅を目指している。」という説明があり、世界規模で、組織犯罪対策や再犯の防止等について議論を重ねることで、発展途上国の刑事司法実務家の能力向上にも繋がるのではないかという印象を受け、本講義が、本研修の研修科目に組み込まれた意味を理解できたような気がした。

また、このような研修及び会議で出会った国や国際機関と、良好な関係を築くことは、司法外交や法制度整備支援を円滑に進める上で、非常に重要なものであると感じた。

3 官房国際課の業務

大臣官房国際課は、平成30年4月1日に新たに設置された部署で、講師から、法務省の国際関係事務についての基本的な政策の企画立案・総合調整、国際会議の開催、外国政府職員等による表敬対応等の事務を行っている旨の説明があった。国際的な事務全般を取り扱っているといっても、法制度整備支援、国際研修業務、矯正建築に関する業務等その分野は多岐にわたり、法務省の様々な機関と連携しながら業務を遂行する必要がある印象を受け、新たに部署が新設された意味について理解できた。

4 研修結果報告

本研修を受けるに当たって各自設定したテーマを基に、研修結果報告が行われた。同じ研修を受講したにもかかわらず、各研修員から、それぞれ異なる観点から報告がなされ、聞いているだけで大変勉強になった。

第5 終わりに

本研修に参加する前までは、「法制度整備支援」という言葉すら聞いたことがなく、本研修を受講前にICDニュースを読んだ際も、「法務省の仕事って幅広いな。」くらいの感想しか思いつかなかったので、国内研修（前半）の講義は、大変有意義なものであった。実際にラオスを訪れて、長期派遣専門家との意見交換を行ったり、NIJの学生に対し講義を行った際は、ごくわずかながら法制度整備支援に貢献することができたような感覚があり、達成感を感じるとともに、国際協力の魅力に気付かされた。また、法制度整備支援に携わる方々の熱量に圧倒されたのは貴重な経験であった。

私は、法曹資格を有しておらず、今後、法制度整備支援に関係する業務に従事するかは定かではないが、法務局職員も活躍することができる日韓パートナーシップ共同研究等、国際協力の業務の動向を注視していきたい。

最後に、事前準備から研修最終日に至るまで、膨大な時間をかけて研修生をサポートしてくださったICDの皆様、ラオスの長期派遣専門家の方々には、大変お世話になり、厚く御礼申し上げます。

また、大変忙しい中、快く本研修に送り出してくださった東京法務局民事訟務部の皆様に感謝申し上げます。

令和5年度国際協力人材育成研修に参加して

水戸地方検察庁検事

高田 洸 輔

第1 はじめに

私は、令和5年11月6日から同月17日まで実施された令和5年度国際協力人材育成研修に参加させていただいた。

本稿では、本研修の内容と、本研修において私が感じたこと等を報告させていただきたい。

本研修は、国内プログラム、ラオスでの海外プログラム、帰国後の国内プログラムという三部構成であったことから、以下、その流れに沿って報告することとしたい。

第2 国内プログラム①

1 研修初日である11月6日は、国際法務総合センター（東京都昭島市）に入寮の上、研修のオリエンテーションを受けた。

その中で、研修最終日の研修結果報告発表に向け、テーマを各自設定の上で研修に臨みたいとの話があった。

私は、本研修に参加する以前は、法整備支援について、「発展途上国における法律の整備を支援する活動」「対象国に一定期間派遣されている検察官がいる」という程度の、非常に漠然としたイメージしか持っておらず、実際のところ誰が、具体的にどのような活動を行っているのかなどを知らなかった。

今回、本研修に参加することとなり、私自身、今後、検察官として、どのようなキャリアを積むことになるかは分からないが、仮にICD教官や長期派遣専門家に選ばれるなど、法整備支援に関わる機会を頂くこととなった場合、その職務を行う上でどのようなことを意識すればよいのかという点が最も気になった。

そこで、「法整備支援にとって大切なことは何か」というテーマを設定して、本研修に臨むこととした。

2 その後、11月7日及び8日の2日間にわたり、国際法務総合センターにおいて、ICDの内藤部長、須田副部長、茅根教官、坂本教官及び荒川教官からは、法整備支援や、ICD教官及び長期派遣専門家の業務等について、JETROアジア経済研究所の山田先生からは、ラオス情勢について、それぞれ講義を受けたほか、JICA本部（麹町）において、JICA職員の方々からJICAの組織体制や法整備支援活動について講義を受けるとともに、中華人民共和国での法整備支援活動に携わられてきた白出弁護士から同国での支援活動の現場について講義を受けた。

これらの講義を受ける中で強く感じたのは、法整備支援にとって最も重要なことの一つは、支援の相手国のことをよく知り、かつ、自国（日本）の法制度・実務につい

でも精通している必要がある、ということである。

より具体的に言えば、まず、法整備支援は、相手国からの支援要請をスタート地点として始まるものであるが、相手国が抱えている課題やニーズを具体的に把握しなければ、有効な支援を行うことは難しい。

これに関し、JICAでは、PCM (Project Cycle Management)、すなわち、プロジェクトを形成・実施し、これを評価するという手法を軸に支援活動を行っているところ、同手法では、PDM (Project Design Matrix) を作成して、当該プロジェクトで達成すべき目標、目標達成のため実現しなければならない成果、成果の実現のため必要な具体的活動を定める必要がある。

そして、このようにプロジェクトを形成するには、関係者（ターゲットグループ）を分析するとともに、ターゲットグループが抱えている問題点を、原因と結果という形で把握・分析しなければならないが、ここでは、相手国のカウンターパート（ラオスであれば、例えば、司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院、国立大学など）の意向やニーズを聞き取る、関係機関へ訪問・見学する、関連する資料を収集する等、様々な手段により、分析の前提となる情報を把握しておく必要がある。

また、相手国は、法制度のみならず、言語、文化、宗教、政治体制等々様々な点で日本とは異なっており、これを理解していなければ、やはり有効で円滑な支援を行うことは難しい（一例として、ラオスでは、行政・司法機関が「法解釈」を行うというのは、基本的にタブーである（同国は人民革命党による一党支配体制が敷かれており、党≒国会が定めた法律を行政・司法機関が「解釈」するなどあり得ないという考え方があり得る））ということ、本研修では複数回聞く場面があった。

さらに、相手国は、支援者である日本側に対して、専門的（法的）知見に基づいた助言等の支援を求めているのであり、日本側で支援に当たる者としては、大前提として、日本の法制度・実務・歴史等への深い理解を有している必要がある（日本と相手国の制度は異なっているが、日本法の知識が思考の物差しとして役立つことがある）。

ラオス情勢に関しては、2010年代前半から徐々に経済成長率が低下し、現在では、欧米からの経済支援を受けることが困難となっている一方、中華人民共和国への経済依存が深まっていること、一党支配体制に若者をどのように取り込み、管理するかが問題となっていること、国民の司法への信頼が低いことなどを知ることができた。

- 3 このように、海外プログラムに先立って様々な講義を行っていただき、法整備支援やラオス情勢について知ることができたことで、この後のラオスでの研修がより充実したものとなったと思う。

第3 ラオスでの海外プログラム

- 1 11月9日、羽田空港を出発し、タイのスワンナプーム国際空港で飛行機を乗り換え、ラオスの首都ヴィエンチャンにあるワットタイ国際空港に到着した。

スワンナプーム国際空港とワットタイ国際空港は、いずれも首都にある国際空港であるが、規模等においては大きな差があり、両国の経済発展の差が現れているのだろうかと感じた。

2 11月10日は、JICAラオス事務所に訪問し、同事務所の長瀬所長から、ラオスの政治、経済、法整備等につきお話をいただいた。

長瀬所長のお話の中で特に印象的であったのは、ラオスにおけるJICAの支援事業とは、「投資環境整備事業」であるという点である。

すなわち、ラオスは、総人口約700万人と比較的小規模の国であり、経済発展のためには海外からの投資に頼らざるを得ない状況にあるところ、法制度等が未整備であると、投資も難しくなってしまうが、そのような海外からの投資を受け入れるための環境づくりをすることに、JICAの支援活動の意義の一つがあるということであった。

私は、これまで、法整備支援の持つ意義を、相手国の立法ないし司法分野における支援というレベルでしか理解できていなかったが、このお話を聞き、一国の社会基盤や経済成長にも深く関わる重要な意義を持つものなのだと理解を改めることができた。

その後、ラオスの法学教育・法曹養成機関であるNIJ（National Institute of Justice）を訪問し、同所のペッサマイ副所長らにお迎えいただき、同所の活動等につき説明いただいた。

ラオスで法曹になるには、NIJで研修を受けた上、さらに、裁判官であれば裁判官用の、検察官であれば検察官用の、弁護士であれば弁護士用の研修を受ける必要があるということ、また、同所は、現時点で創設から未だ9年目であり、学生を増やすための取組などの点で、今後の改善の余地は大きいといったことが印象的であった。

同日の最後は、ラオス現地で活動しておられる長期派遣専門家である矢尾板専門家、阿讚坊専門家及び澤井専門家から、これから実施を予定しているラオスの法整備支援プロジェクト等につきご説明いただいた。

同プロジェクトでは、事実認定及び法律解釈適用を行うラオスの法律実務家の育成基盤形成を目標とし、

- ① 基本法令の理解促進のための論点集の作成（成果）
←実務を踏まえた論点研究（活動）
- ② 効果的な研修の実施（成果）
←これまでに作成された成果物を活用するための指導書作成や研修（活動）
- ③ 判決書・意見書サンプルの作成（成果）
←研修、事例収集（活動）

を行うこととされており、前記のとおり国内プログラムの講義でお聞きしたPDMが実際に活用されていることがよく分かった。

また、現地専門家らからは、相手国のカウンターパートとやり取りする過程では、

事前に聞いていた話と違う話が相手から出てくるのがよくあり、柔軟性をもって対応する必要があるということ、さらに、相手国からは、プロジェクトそのものの範囲を超えた支援要請がなされることもあるが、支援のための予算は限られており、全てに応じるわけにはいかないため、交渉を行う必要があることなどもお聞きし、支援活動の現場における苦勞の一端を知ることもできた。

- 3 土曜日・日曜日を挟み、11月13日は、まず、経済紛争につきADR（裁判外紛争解決手続）を行う経済紛争解決センター（ラオス司法省内）を訪問し、同センター長らと現地専門家との間での協議の現場を見学させていただいた。

同日午後は、再びNIJを訪問し、本研修の研修員の側から、①日本の民事訴訟手続、②日本の検察官及び検察事務官の役割について講義を行い、NIJ職員及び学生らから質疑を受けた。

NIJ側からは多数の職員、学生が参加しており、日本の法制度等への関心の高さを感じた。

質疑では、日本の刑事裁判において、裁判所が無罪の心証を抱いたときに無罪判決を行う以外の方法はあるのかとの質問（ラオス刑訴法168条では、裁判所が補充捜査のため事件を検察院に差し戻す制度が定められている）、また、検察官が事件を起訴猶予とする場合、どのようなことが考慮されるのか、起訴猶予となるとその後どうなるのかとの質問（ラオスでは、日本の起訴猶予に相当する制度はない）があり、日本とラオスの制度の違いを知って興味深いものがあった。

- 4 11月14日（ラオス最終日）午前は、ヴィエンチャンの首都人民裁判所を訪れ、刑事裁判を傍聴させていただいた。

様々な点で日本の刑事裁判と異なっていたが、最も驚いたのは、法廷に弁護人がいないこと、そして、多数の（多くは互いに無関係の）事件の被告人らが同時に法廷に連れてこられ、まとめて審理が行われることであった。

後に把握したところでは、ラオス刑訴法にも弁護人選任権等は規定されているものの、弁護士数の少なさから、全ての事件で弁護人が選任され公判に立会するわけではないらしいということであるが、傍聴した事件では、供述を捜査段階から変遷させた被告人に対し、裁判官がその点を厳しく追及したり、また、裁判官が検察官に対し、再捜査を行うか確認したりするといった場面もあり、やはり日本の公判手続との違いを強く感じた。

これをもって海外プログラムが終了となり、同日から15日にかけて、ラオスから日本に帰国した。

- 5 今回の海外プログラムでは、ラオスの首都ヴィエンチャンに滞在する中で、様々な貴重な経験をさせていただいた。

欲を言えば、ラオス北部にある古都ルアンパバーン（本研修中にもその名前を聞くことが度々あった）にも行ってみたかったが、今回は叶わなかった。

ラオスは、11月でも気温が30℃を超えており、私自身日本との気温差からか少

し体調を崩してしまったこともあったが、おおむね大過なく海外プログラムを終えることができた。

第4 国内プログラム②

1 11月16日は、国際法務総合センターにおいて、ICDの中嶋専門官、UNAFEIの奥田教官、法務省大臣官房国際課高坂補佐官から、それぞれご講義いただいたほか、ICDの福島教官に研修員からの質疑に応じていただいた。

講義では、ICDの諸活動（特に、現地セミナーや本邦研修）におけるロジの重要性、また、これまでよく分かっていなかったUNAFEIや官房国際課の業務の概要を知り、国際業務の大変さと幅広さを改めて感じた。

さらに、教官への質疑では、特に新しい取組を始めようとする場合には、予算の制約を常に意識する必要があることなどを知ることができた。

2 最終日である11月17日は、各研修員から研修結果報告の発表を行った。

私は、前記のとおり「法整備支援において大切なことは何か」をテーマとし、①相手と自分を知ることの重要性、②交渉・調整・柔軟性の難しさと重要性、③ラオスについて知ったこと、感じたこと（特に、刑事手続における人権保障の問題）といった項目について、雑駁ながら発表させていただいた。

最後に閉講式が行われ、2週間にわたった本研修が終了した。

第5 終わりに

本研修を通じ、法整備支援について、また、これまでは関心を持つ機会がなかったラオスという国について、多くのことを知ることができた。

今回の貴重な経験を活かし、今後も執務に当たっていきたい。

末筆ながら、ICDの茅根教官及び中嶋専門官を始めとする、本研修に関わっていた方全てに多大なる感謝を申し上げたい。

令和5年度国際協力人材育成研修に参加して

名古屋地方検察庁検事

本 多 茂 雄

第1 はじめに

令和5年11月6日から同月17日までの間、法務省法務総合研究所国際協力部により実施された令和5年度国際協力人材育成研修に参加させていただいた。ラオスでの国外研修を含めて、大変学びの多く、貴重な経験であったので、その概要等を報告させていただきます。

第2 研修結果

1 国内研修（前半）

国内研修の冒頭、国際協力部の内藤部長から、国際協力部の法制度整備支援について講義があった。法制度整備支援の始まりから現在までの活動状況や、基本的な理念や方針、今後の課題等を含めて、法制度整備支援の概要を学ぶことができた。

印象的だったのは、日本の支援は「寄り添い型」であり、それが相手国から高い評価を受けているという点であった。しかし、「寄り添い型」と聞いても、すぐにその具体的なイメージを持つことはできなかつたことから、「寄り添い型」とは何かというのが、本研修におけるひとつのテーマになるのではないかと感じた。また、この講義の中で、法制度整備支援に関する政府の基本方針が紹介されたが、そこに日本の国益追求という側面が盛り込まれていた点も、印象的だった。それまで、法制度整備支援について、ボランティアに近いイメージを抱いていたことから、少し意外であった。この点も、具体的にどのようなかたちで国益を追求するという事なのか、本研修を通じて考えてみたいと感じた部分であった。

次に、国際協力部の茅根教官及び坂本教官からは、国際協力部の教官の業務と各国の支援状況について講義があった。国際協力部の教官が行っている幅広い業務について紹介があったほか、茅根教官からはベトナムに対する支援を中心に、坂本教官からはラオスに対する支援を中心に、それぞれ支援状況の説明があった。

その説明を聞く中で、各国の支援内容や方法には、国ごとにひとつとして同じものがないということがよく分かった。一言で「寄り添い型」といっても、支援の内容や方法に定まった型があるというわけではなく、相手国の体制、文化、歴史、宗教、法制度の現状、実務の状況等、非常に多岐にわたるファクターを踏まえながら、都度、相手国にとって最適な支援を模索していくことが重視されており、正にその模索の過程こそが「寄り添い型」の核を成しているのではないかという印象を受けた。

また、国際協力部の須田副部長からは、長期派遣専門家の業務として、ラオスに長期派遣された際の活動内容等について講義があり、その中で、須田副部長が派遣中に

取り組まれた課題に関し、「みなさんなら、どうやって（寄り添い型で）活動を進めますか？」という問いが投げかけられた。しかし、それに対してすぐに答えを導き出すことができず、「寄り添い型」とは何か、そもそも何のために「寄り添い型」で支援を行ってきたのかといった、根本的な部分を掴めていないことを自覚した。

その後、須田副部長が派遣中に実際に考え、取り組まれた内容を紹介いただいたが、それを聞きながら、いかにして相手国が新たな法制度を受け入れ、自らそれを根付かせていくことができるか、それを実現するための最適解の一つとして、相手国を主体として、日本が見守り、サポートするという「寄り添い型」の支援があるということが感じられた。また、同時に、「寄り添い型」によって相手国の法制度に変化をもたらすには、気の遠くなるような時間や労力がかかるように思えたところ、須田副部長が、比喩的に、「法制度整備支援は、鋼鉄のようなものの形を変えていくようなイメージだと思っている。一気に外力を加えれば壊れてしまうから、熱のこもった力を確実に与え続けたいといけない。」などと表現されたことが、非常に印象的だった。

その他、JICAのスタッフ及び専門員の皆様、国際協力部の荒川教官、JETROアジア経済研究所の山田紀彦様からも、国際協力として法制度整備支援を実施する意義や、ラオスの政治体制、社会情勢等について講義があった。

ラオスに関して特に印象的だったのは、国会が司法と行政を監督する関係にある（そのため、司法による法解釈は想定されていない）ことや、汚職の蔓延等により司法に対する信頼が低いということなどであり、事前に想像していたよりも、日本とは大きくかけ離れた実情に驚くとともに、支援の必要性を感じたところであった。一方で、このような法制度やその運用には、その国の体制、文化、歴史、宗教等が深く関わっていることもよく分かり、支援に当たっては、それらを前提とし、相手国を尊重しながら、丁寧に取り組んでいかなければならないものと感じるとともに、それこそが「寄り添い型」の本質であって、難しさでもあるのではないかと想像した。

また、別の観点として、日本は、韓国との間では、互いの法制度や実務を比較・研究するなどして、より良い法制度や実務を目指す、パートナーシップ共同研究という取り組みを行っていることも紹介され、法制度に関する国際協力には様々な形があり得るという気付きを得ることもできた。

2 国外研修

ラオスでの研修初日、JICAラオス事務所を訪問し、長瀬所長と寺田アドバイザーから、法制度整備支援を含むラオスに対する各種支援の状況や、ラオスのガバナンス状況等についてお話を伺った。各種支援においては、国内研修で学んだように、やはり常に「寄り添い型」を実践しており、それによって確かな信頼関係を築いてきたというお話や、実際、他国のドナーと比べても、日本はカウンターパートとの間で密な関係ができてきている実感があるといったお話があった。

国内研修を受ける中で、「寄り添い型」は時間や労力のかかる地道なアプローチであり、日本人の気質には合いそうではあるけれども、ラオスをはじめとする相手国の

カウンターパートの方々はどのように受け止めているのだろうか、その国民性には合うのだろうかといった疑問があったことから、その点を尋ねてみたところ、「彼らも、自分たちで生活を良くしていきたいという気持ち・情熱が強くある。そういう真面目な人に対してうまくアプローチをしながら、モチベーションを維持させていくことが、腕の見せ所でもある。」というお話をいただいたのが印象的だった。法制度整備支援というと、国と国とのマクロ的な関係性を意識しがちであったが、実際の支援の場面においては、そこに携わる人と人との関係性があり、その中で支援が成り立っているということを再認識した。また、そうであるからこそ、長期派遣専門家の存在は非常に重要なのだらうと感じたところであった。

その上で、国立司法研修所を訪問し、ペッサマイ副所長をはじめとするスタッフの方々とは交流する機会を頂いた。これがラオスのカウンターパートの方々とは交流する初めての機会であったが、スタッフの方々には皆、私たちに大いに歓迎してくださり、これまでの日本の支援等に対し、深い感謝の言葉を口にしてくださった。何より、日本に対してとても親しみを感じてくださっている様子がよく分かり、そのような様子を目の当たりにしたことにより、これまで「寄り添い型」の支援によって築いてきた深い関係性を垣間見ることができたように感じられた。そして、同時に、このような関係性は、目には見えないけれども、日本にとって非常に重要であり、かつ貴重な資産なのではないかという印象を強く抱いた。

また、お話の中で、ラオスにおいて法曹を目指す学生の増減に関し、奨学金制度が影響している可能性について言及があり、人材育成には、財政面も含めて、広くガバナンス全体の支援にも目を向けなければならないという気付きも得られた。

ラオスでは、長期派遣専門家として常駐されている、矢尾板専門家、阿讚坊専門家、澤井専門家との意見交換の機会も設けていただいた。これまでに行ってきたプロジェクトの内容や、その成果、苦労話等を紹介していただいたほか、現在取り組んでいるプロジェクトに関し、カウンターパートとの間でどのようにして課題を発見し、それに対する計画を作成・合意するに至ったかについても、丁寧に説明していただき、支援の実情について、現実的にイメージすることができた。実際に成果物を目の当たりにすると、支援活動がいかにダイナミックで意義深いものかを肌で感じることができ、その成果物が出来上がるまで、「寄り添い型」で地道な支援を続けてこられた歴代の専門家の方々に、改めて尊敬の念を強くした。専門家の方々は、成果物が出来上がるまでの間、相手国が主体となって考え抜くというその過程こそが重要だと口々におっしゃっており、そこが正に「寄り添い型」の意義・本質なのだらうと、理解を深めることができた。

また、専門家の方々は、他国のドナーと交流する機会もあるということだったので、他国の支援状況について尋ねてみたところ、日本のように「寄り添い型」の支援を行っている国は少なく、多くの国は、自国で完成させた成果物を供給するとか、セミナーを実施するなどといった、目に見えるものを中心に支援を行っており、目に見

える分、その実績をうまくアピールに繋げている印象があるといったことを仰っていた。「寄り添い型」の支援は、なかなか目に見える成果として結実しないことから、その意味では、支援の意義のアピールは日本にとっての課題と言えるかもしれないと感じた。

ラオスでの研修2日目には、長期派遣専門家の方々とともに、司法省に設置されている経済紛争解決センターを訪問し、同センターから依頼のあった新たな支援に関する打合せの場に同席させていただいた。未だ支援の具体的内容・方法も、支援の可否すらも定まっていない段階での打合せであったところ、専門家の方々が、カウンターパートから、そのニーズをよく聞いて汲み取った上、現時点で考え得る支援の内容・方法等を提案するといったやりとりを見ることができ、支援の現場を肌で感じることもできた。そのやりとりを見ながら、専門家の方々がニーズをよく聞いて汲み取ろうとすることによって、カウンターパート側の問題意識が喚起・整理されていき、真に解決すべき課題の発見・特定に繋がっていくように感じられ、その過程自体も「寄り添い型」を体現した一場面であったように思えた。

また、この打合せに同席させていただいたことは、予算等のリソースについても、強く意識する契機となった。当然のことではあるが、支援は、常に予算や人材等の限られたリソースの中で進めなければならないことから、実際の現場では、そうした観点にも常に目を向けなければならないから、実際の現場では、そうした観点にも常に目を向けなければならないから、そこにも苦労があることを再認識した。

同時に、このようにして、日本に対して次々と支援の要請が来るという実情もよく分かり、ラオスの各カウンターパートが、「寄り添い型」を貫いてきた日本の支援を好意的に捉え、信頼を寄せてくれている状況をうかがい知ることができた。

その後、再び国立司法研修所を訪れ、学生や教員に向けて、日本の検察官及び検察事務官の役割等に関する講義を行った。皆、とても熱心に講義を聞いてくださり、また、質疑応答では、驚くほど次々と質問が寄せられた。

印象的だったのは、ラオスには起訴猶予制度が存在しないことから、日本における起訴猶予制度にとっても驚きを示し、「起訴猶予について詳しく知りたい。」「起訴猶予になった人は、その後どうなるのか。」などと質問して下さったことだった。そのような質問自体は事前に想定されたことではあったため、あらかじめ起訴猶予制度の趣旨や起訴猶予の割合等を改めて確認・準備しておいたのだが、そのようにして日本の制度を学び直して再確認する作業は新鮮であったし、異なる制度について議論を交わすのも、刺激的で面白いことだと感じた。また、支援を行うに当たっては、先ほどの司法に解釈権がないという点もそうであるが、まずは日本と相手国との間で異なる点を理解した上で、その違いの背景にある文化や考え方等を含めて、相手国のことをよく知っていくという過程が必要なのだろうとも感じた。

最後に、ラオスの地方裁判所を訪れ、刑事裁判を傍聴した。ラオスで生の実務を傍聴したのは、これが最初で最後であったが、日本の公判とは様相がかなり異なるものであった。例えば、全く関係のない事件の被告人同士が同じ法廷に数十名集められて

公判が開かれ、そこに弁護人は在廷していないことや、終始手錠を外されることなく、黙秘権を告げられずに被告人質問が行われたことなど、日本とは様相の異なる光景が多く見られた。

これまで、日本の公判を当たり前のものとして考えていたことから、その違いには大変驚きを覚えたが、同時に、なぜこのような制度・運用がとられているのか、ラオスにとって変えなければならない、あるいは反対に変えてはならない部分はどこなのだろうかといったことに、強い関心を抱いた。当然、日本の制度・運用が絶対的に正しいものであるわけではないし、ラオスでは、その文化、歴史等を踏まえて、現在の制度・運用が成り立っているわけであるから、支援に当たっては、このようなひとつひとつの違いなどを拾い上げた上で、カウンターパートとの間で、その背景を含めて十分にやりとりを重ねていく必要があるのだろうと感じた部分だった。また、その前提として、まずは日本の制度・運用を顧みて、その成り立ちや意義等を知ることも重要であると思われ、支援の奥深さを感じた。

3 国内研修（後半）

帰国後、国際協力部の中嶋専門官、UNAFEIの奥田教官から、各業務内容等について講義があり、大変興味深く聴講した。

そして、最後に、官房国際課の高坂補佐官から、官房国際課の業務として、司法外交、官房国際課の体制、現在の課題等について講義があった。まず、法制度整備支援について、司法外交を戦略的に推進していく上でのひとつの課題として位置付けているとのお話があったが、それまでの研修の中で感じ、考えてきたことに照らし、納得感のようなものがあった。法制度整備支援が始まった頃には、戦略的な観点というものが強調されたことはなかったかもしれないが、「寄り添い型」で支援を行ってきたラオスとの間では、その支援を通じて、確実に良い信頼関係を築くことができているように感じられたし、恐らくそれは他の支援対象国についても同様であると思われ、そうした関係性は、間違いなく日本にとって重要な資産だと感じられた。そして、「寄り添い型」の中で、地道に、丁寧にリーガルマインドを定着・浸透させ、法の支配の根を張るべく歩んできた関係性がある以上、文化や宗教等は違えど、法の支配や個人の尊厳といった、根本的・普遍的な部分で、何が正しい、何が守られるべきといった価値観を共有できるようになっていく期待もある。また、単純に日本のことを好きでいてくれるということだけでも、それ自体で価値があると思うが、いずれにしても、そのような日本にとっての仲間がいてくれることは、何か大きな国際問題に対峙した際などに、日本を中心とした発信力・発言力にも繋がるのではないかと思える。その意味で、司法外交の観点から、戦略的に支援を実施していくという考えについて、腑に落ちたような気がした。

また、この講義では、その戦略的な実施に関連して、二国間MOC（協力覚書）の交換・交渉や、支援対象の積極的拡大等についても紹介があり、そのような取組みの存在を知ることができた。ラオスにて、長期派遣専門家の方々から、支援のアピール

に弱みがあるということに関連して、日本の存在感がやや低下してきているというお話も聞いていたことから、このような活動を推進していくことには意義があると思えたし、その推進のためには、活動をより多くの人に知ってもらうことも重要ではないかと感じた。

4 全体を通じて

本研修を受けて、日本が「寄り添い型」により、地道に、丁寧に相手国と向き合い、課題を解消していくことで、相手国において、確実にリーガルマインドが定着・浸透して、法の支配の根が広がっていくというイメージを抱くことができた。そして、熱意や情熱のある相手国の方々と、そのような共同作業によって、その国の制度に変化をもたらしていこうとするその過程自体、非常にダイナミックで得難いものであるし、その結果として相手国に貢献できるならば、本当に意義深いことであると感じた。

また、「寄り添い型」の支援を通じて、根源的な価値観を共有できる仲間が増えていくなれば、今後、これまで以上に積極的なアプローチにより、支援の対象を広めていくことも有益なのではないかと感じた。いずれ、相手国が支援を必要としなくなる時期が来ると思われるが、そのときには、対等なパートナーとして、互いの良い面、悪い面等を議論するなどして、引き続き、司法上の関係性を継続することができると理想的ではないかといったことも考えてみた。

気になったこととしては、様々な面で日本の存在感が低下していると言われる点であり、典型的には、司法のIT化については、かなり遅れをとっているようであるし、それ以外にも、マネーロンダリング対策について、課題が指摘されていることなども挙げられる。支援を行い、継続的な関係性を築いていくためには、そういった自国の制度・運用のアップデートも欠かすことができないと感じた。

第3 おわりに

本研修では、法制度整備支援を中心に、司法分野における国際協力全般に関する様々な情報や視点に触れ、その意義や魅力を学び、実感することができた。普段の業務や生活の中では決して得ることのできない非常に貴重な経験であり、このような研修に参加する機会を頂いたことに大変感謝している。今後、国際業務に携わる機会に恵まれた際には、是非この経験を活かして、その発展に貢献していきたい。

最後に、国外研修を含めて、大変充実したプログラムを調整・実施していただいた茅根教官及び中嶋専門官をはじめとする国際協力部の皆様、本研修に携わっていただいた全ての皆様、本研修に快く送り出していただいた名古屋地方検察庁の皆様に、この場をお借りして、厚く御礼申し上げたい。

令和5年度国際協力人材育成研修に参加して

福岡地方検察庁小倉支部検事

味田 亮 輔

第1 はじめに

令和5年11月6日から同月17日までの間、法務省法務総合研究所国際協力部（ICD）が実施する令和5年度国際協力人材育成研修に参加させていただいた。

私は、司法試験受験後、合格発表までの間に、約2か月間、母校である神戸大学大学院法学研究科の齋藤彰教授のお力添えの下、マレーシア所在のJEFF LEONG, POON & WONG 法律事務所において、インターンシップに参加し、英語を学びつつ（マレーシアは、旧宗主国が英国であったこと等から、法典が英語で書かれるなど、英語との親和性が比較的高い。）現地の弁護士の業務に接したこと等をきっかけに、国際的な業務に関心を抱いていた。

その後、司法修習において、検事の職務に魅力を感じていた中で、当時の次席検事から、検事の職務にも国際的な分野があることをご教示いただき、ご縁があつて検事に任官した。

検事に任官してからは、捜査・公判業務に従事しつつ、折りを見て海外旅行に行ったり、語学関係の資格を取得したり、所属している検察官サッカー部のイベントとして日韓検察庁サッカー大会に参加するなどしていたところ、この度、光栄にも本研修に参加する機会を頂戴し、大変貴重な経験となったため、報告をさせていただく次第である。

なお、過去のICD NEWSを拝見させていただくと、国際協力人材育成研修の概要・内容等については、別途、ICD教官が寄稿されておられるため、誠に勝手ながら、本報告においては、適宜、研修内容に触れつつ、本研修を通じて小職が学び、考えたこと、将来、国際協力人材育成研修に参加される方に知ってもらいたい本研修の魅力をお伝えすること等を目的とさせていただきたい。

第2 国内研修

1 各講義を受講して

国内研修では、各講義を通じて、法制度整備支援や国外研修の渡航先であるラオスに関する基本的な事項等を学んだ。

ラオスは、人民革命党による「一党支配」の国であり、中央、県、郡、村、国家組織、社会組織等あらゆるところに党組織が存在し、指導等を行う統治機構となっている。

また、ラオスにおいて、司法は、基本的に法解釈の権限を有しない。

日本に住み、むしろ法解釈を中心に法を学んできた小職にとっては、それらは衝撃的な事実であった。

法解釈が原則として許されていないラオスにおいて、各方面の需要等を吸い上げてこれを調和しつつ、法制度整備支援を行うというのは、とてつもない労力と時間を要する至難の業であり、これを乗り越えて成立に至ったラオス民法典（平成30年成立）等の成果物が得られたことの意義は大きい。

そのような苦労等があるのと裏返しで、法制度整備支援に携わるというのは、大きなやりがいがあると同時に、将来の国の発展につながるとても重要な職務であろうと感じた。

2 国際法務総合センターにおける生活

国内研修は、独立行政法人国際協力機構（JICA）本部（麹町）への訪問もあったが、主として、東京都昭島市所在の国際法務総合センターにおいて実施された。

同センターには、大変綺麗な寮（宗教への配慮のため、お祈り用の部屋も存在する。）が併設されており、小職ら本研修参加者は、国内研修中、同寮で生活していた。

本研修と時期をほぼ同じくして、同センターにおいて、国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）が、諸外国から研修参加者を招いて研修を実施しており、食堂（ハラルフードにも対応）等で同研修の参加者と触れ合う機会もあり、日本国内でも国際色豊かな生活を送れたことに感銘を受けた。

第3 国外研修

1 法制度整備支援の現場に触れて

ラオスにおける国外研修では、JICAラオス事務所や長期派遣専門家が執務を行うプロジェクトオフィスの訪問、ラオス司法省の管轄下にある経済紛争解決センター（経済的な紛争に関し、調停等を行う機関）における会議の見学、国立司法研修所（NIJ）における小職ら研修参加者による日本の民事裁判や検察官等に関する講義、刑事裁判の傍聴等の充実したプログラムを受けさせていただいた。

ラオスの法制度において、正に今、何が問題となっているのか、それに対し、検事出身の矢尾板長期派遣専門家を始めとする法制度整備支援に携わる方々がどのように活躍をされているのか、その現場を目の当たりにし、日本の国際社会における存在感や検事の職務の広さを感じることができた。

また、小職らによる講義に対し、ラオスの学生や教官が熱心に質問をしてくれたことで、法制度に対するラオス側の関心の高さをうかがうことができた。

2 刑事裁判の傍聴

小職は、本研修当時、所属先において、主として、公判業務に従事していたことから、前記国外研修プログラムの中でも、刑事裁判の傍聴には強い興味を持っており、実際の傍聴を通じて印象的な出来事もあったので（多岐にわたるため、代表的なものに限って記載する。）、以下、これについて述べることにしたい。

なお、傍聴に当たっては、現地通訳のソット氏がインカムを通じて同時通訳をしてくださった。

今回の法廷の構成は、裁判官3名の合議体、書記官1名、検察官1名、被告人合計約20名であったが、弁護人の出廷はなかった。

複数件（事前情報によれば、約10件）の事件が同時刻に開廷され、その中には、自白・否認いずれの事件もあり、単独事件もあれば、共犯事件もあった。

被告人は、開廷中、終始、手錠をかけられたままであった（単独で手錠をかけられている者もいれば、複数人でつながった手錠をかけられている者もいた。）。

冒頭手続を終えると、裁判長が、各被告人に対して質問を開始し、必要に応じて、検察官や他の裁判官も質問を行った。

特定の被告人に対して質問が行われている間、共犯者を含め他の被告人は、当該質問を聞きながら、法廷内で待機していた。

捜査段階では自白していたある被告人が、公判で急に否認に転じたところ、裁判長及び検察官が、捜査段階で作成された事件記録に公判供述と矛盾する記載があるなどと指摘して追及を行い（ラオスでは、捜査段階で作成された事件記録が、そのまま裁判所に引き継がれる。）、当該被告人が再度自白に転じるという場面もあった。

被告人の中には、話すことはできるが、文字を読むことができない者もいた（それゆえ、当該被告人は、捜査書類等の関係書類の記載内容が理解できていない旨公判廷において供述していた。）。

ラオスの現在の刑事関係法令やその運用について、ラオスにおける必要性・合理性が相当程度あることも理解できる一方で、普段、日本の刑事関係法令やその運用に接している小職にとっては、供述の任意性、証言（供述）汚染、さらには、心証形成等において問題が生じないのだろうかとの疑問が生じた。

法制度整備支援は、運用も含め、このような問題点を1つ1つ発見しては、実情も踏まえつつ、根気よく改善していくもので、それが、紛争の当事者の納得、ひいては、国民の司法に対する信頼につながっていくのだろうと考えた。

3 プログラム外での活動

国外研修は、訪問国の文化に触れるのも醍醐味の1つであるように思う。

メコン川（対岸はタイ王国）に沈む夕日を見ながら、ラオス風肉野菜炒めの「ラープ」等を頂きつつ、長期派遣専門家の方々と話げたのは強く記憶に残っている。

早起きして托鉢を見たり、休日に、ご帯同いただいた茅根教官や中嶋専門官、本研修参加者（普段接する機会が少ない法務省所属の方等もおられた。）、現地通訳のサノン氏と一緒に、首都ヴィエンチャンの観光に出かけ、日本では見られない荘厳できらびやかな寺院等を見られたのも良い思い出となった。

なお、国外研修に使用する旅券は、外側が緑色の公用旅券であり、研修終了後に（無効化の処置を施した上で）もらえたのは、良い記念となっている。

第4 終わりに

本研修は、法制度整備支援やその実情等について理解を深めることにとっても有益なも

のであった。

また、自らの検事としての在り方について再考する良い機会にもなった。

すなわち、法制度は違っても、「社会に生じた病理的現象（＝紛争）の解決」という目的や、その目的達成のため、法に基づき、知恵を絞って証拠を収集し、他者（特に判断者）を説得するという過程は、ラオスでも日本でも変わらず、そのために、皆、努力を続けているのである。

法制度整備支援における関係者・関係機関との調整・交渉能力は、捜査・公判においても重要な能力である。

研修終了後の職務においても、事案ときちんと向き合い、謙虚な姿勢で日々能力を磨いていきたい。

以上のような大変有意義な研修に参加する機会をくださった茅根教官及び中嶋専門官を始めとするICDの皆様、ご多忙の折、ご講義をいただいた皆様、快く送り出してくださった福岡地方検察庁小倉支部の皆様に深く感謝申し上げます。

令和5年度国際協力人材育成研修に参加して

東京地方検察庁検察事務官

近藤友宏

第1 はじめに

私は、令和5年11月6日から同月17日までの間、令和5年度国際協力人材育成研修に参加させていただきました。

私は、平成30年度から令和3年度まで、国際協力部（ICD）及び国連アジア極東犯罪防止研修所（アジア研）において、国際専門官として勤務経験があります。そのため、法制度整備支援についての知識は多少なりとも持ち合わせておりますが、現在、検察の現場において立会業務を行う中で、本研修の案内を受け、改めて法制度整備支援について学び新たな視点を得ることができればと考え、本研修に参加させていただきました。国際専門官の経験者が改めて参加することについては、最初は恐縮した気持ちもありましたが、本研修に参加できたことは大変光栄なことであり、結果的に、見聞を大いに広めることができ非常に有益なものとなりました。加えて、民事局や検察官の研修員の方々と共に、ラオスでの法制度整備支援の現場を直接拝見することができたことは、大変貴重な経験であり、改めて研修の機会をいただけたことに感謝いたします。

コロナ禍が明け、昨年度から国外研修が再開されたことで、今回の研修については、国内研修とラオスでの国外研修が併せて実施されました。以下、この研修の概要と私がこの研修に参加して感じたことを報告させていただきます。

第2 国内研修

国内研修では、ラオス渡航前に法制度整備支援の導入として、内藤国際協力部長、須田同副部長、ICD各教官、元長期派遣専門家白出弁護士、JICA法・司法チーム及びJETROアジア経済研究所山田紀彦様からそれぞれご講義いただきました。また、ラオス帰国後には、アジア研や官房国際課の業務説明を受け、ICDとその関連部署の連携について説明いただきました。

講義を踏まえて、改めてICD及びJICA等が行っている法制度整備支援について整理すると、法制度整備支援とは、①法律の起草や改正等のルール整備の支援、②研修等を通じた法運用機関の機能強化、③法関連情報の提供等による司法アクセス向上、これら3つを通じた人材育成により法の支配を実現するための活動であると再確認しました。

法制度整備支援の最終的な目標を一言で表すならば、相互に対等な関係、つまり、支援をする・されるの関係ではなく、お互いの法制度を比較研究し学びあうことができる関係が目指すべき目標なのだろうと思いました。将来的に、法制度整備支援はODAとしての枠組みを越えて、二国間の関係強化や司法外交にとってのより有力なツールとな

り得るのだろうとも感じました。

現在のトレンドとしては、ある程度法制度が確立された国々における外国企業の海外進出に伴う競争法の需要の高まりや、アフリカ諸国における司法アクセス向上のための日本の保護司制度等の関心の高まりなどを背景に、日本の知見が東南アジア以外の地域においても、幅広い分野で必要とされていることを知りました。日本の支援は、相手国の主体性を尊重した「寄り添い型支援」であり、これまで長年にわたって築き上げられた成果物や研修実績等により、支援ドナーとしての日本への信頼は十分にあると考えられます。一方で、近時の政府基本方針である支援対象国との関係強化を通じて国益も追求するという目標から考えると、誠実に対応して相手との信頼関係を築いていく中でも、どのような成果や失敗をしたのか、将来的に、こうした点も具体的に検証していく必要があるのではないかと感じました。

第3 国外研修

国外研修においては、ICDのカウンターパートである国立司法研修所（NIJ）や司法省内の経済紛争解決センターといった司法関係機関への訪問、ヴィエンチャン首都人民裁判所での刑事裁判傍聴、JICAラオス事務所及びラオス長期派遣専門家の方々と意見交換をさせていただきました。さらに、日本側の研修員は、NIJの教授や学生に対して、日本の民事訴訟手続、日本の検察官及び検察事務官の役割について発表し、意見交換を行いました。

1 国立司法研修所（NIJ）

まず、NIJでは、副所長であるベッサマイ氏に表敬訪問をさせていただき、教授陣との意見交換を行いました。副所長からは、NIJの3つの役割である①大学学部教育、②司法省職員に対する研修、③法曹養成について説明をいただき、NIJが日本の修習制度を参考にして設立されたことなどについて知ることができました。今年は、NIJが設立されてから9期目の生徒になるそうですが、生徒数の減少が問題となっていることや卒業生の進路先として弁護士に人気集中していることなどについて、NIJの検討課題として説明されていました。こうした課題に対し、NIJとしては、NIJ卒業を法曹への要件とすることや、NIJ卒業資格を給与に反映させるなどメリットをもたらす制度改革や法改正についてのご意見も述べられていました。制度や法改正に触れると、一朝一夕の話ではなく長期的な取組となることから、今後、ICDとJICAがどのようにアプローチしていくのか非常に興味深い内容であると思いました。

2 経済紛争解決センター

経済紛争解決センターには、JICAプロジェクトオフィスと先方との打合せに同席させていただき形で訪問しました。経済紛争解決センターとは、調停前置主義を採用するラオスにおいて、裁判所のリソース不足に対応するため、経済紛争の裁判外での自主的な解決を促すことを目的として設立された機関であり、裁判以外でも一部執

行力を付与することができるなど、年間で約50件処理しているといった説明を受けました。特に印象に残っているのは、センター側から寄せられた要望をめぐるやりとりでした。国際協力の生の現場を拝見することで、相手のニーズを正確に聞き取った上で、できることとできないことをきちんと伝える交渉力や折衝力が重要であり、それが関係性を壊さずに現地で活動するために必要なことであると実感しました。また、このようなやりとりを通じ、ラオス側が抱えている早急に実務の運用等を改善して国をより良くしたいという切実な思いや、日本に対する期待を身に染みて感じ、関係各所と調整をしながら確実な成果が求められる現地専門家の方々のご苦勞が垣間見られました。

3 刑事裁判傍聴

刑事裁判については、ヴィエンチャン市内にある首都人民裁判所で傍聴をさせていただきました。詳しくは割愛しますが、裁判手続について、日本や欧米諸国のものとは大きく異なり、ラオス法の成り立ちを知らない私にとっては、人権保障や手続の適正の観点から見ると驚くことばかりでした。同様に、他の日本側研修員にとってもインパクトが強かったようで、傍聴後には、様々な視点から意見が交わされました。ある意味で研修員にとって、ラオス滞在中一番活動的な場面であり、印象に残っています。ただ、こうした職権主義的な裁判を直に見ることができたことは、日本の手続を客観的に見直すことができ、比較法としての知識や経験となりましたので、非常に有益で貴重な経験となりました。

4 ラオス J I C A 事務所

ラオス J I C A 事務所では、長瀬所長より、ラオスにおける J I C A の活動全般に触れ、現在行っている財政系職員や党幹部に対する研修についてご説明いただきました。これらの研修では、ラオスの汚職問題や債務超過の問題に対して、組織運営や財政健全化のための意思決定プロセスに関する様々なアドバイスを行っているとの説明を受けました。汚職問題はいずれの国でも問題になり得ますが、ラオスのような政治体制の国にとって、それが議論されるようになってきたことは、様々な支援によってラオス人の意識が変わってきたからとも考えられ、法制度整備支援が及ぼす影響の大きさを実感しました。また、J I C A と I C D が尽力して施行されたラオス民法典の意義についてもお話しいただき、歴代の現地専門家の方々の活動を推察し、現地に長年張り付き粘り強く信頼関係を築かなければ成し得ない仕事であることを実感しました。そして、築き上げてきたこれらの資産をこれからも継続して発展させなければならないと強く感じました。

5 J I C A プロジェクトオフィス・長期派遣専門家との意見交換

訪問させていただいた11月時点では、ラオスのプロジェクトは、ワーキンググループのメンバー選定中であったことから、実際の活動風景を拝見することはできなかったものの、矢尾板長期派遣専門家からプロジェクトの概要について説明いただきました。内容としては、事実認定や法令解釈適用ができる人材育成を目標として、判

例百選のような理論研究を行うとともに、成果物の活用方法を見直して研修自体の向上を図り、論告や意見書といった実務で使えるサンプル集作成のワーキンググループを立ち上げる予定と教えていただきました。これまで、長期派遣専門家の業務を具体的に拝見する機会はありませんでしたが、PCM手法を用いて、長期にわたってプロジェクト策定までに議論と合意形成を積み重ね、結果を見据えて計画を策定していくことの困難さを知ることができました。説明を受ける中で、長期派遣専門家として必要な素養は、相手のニーズを真に汲み取ることであって、そのために適切な現状認識とニーズの裏にある背景について思いを巡らせることが重要であると感じました。そして、結果が実を結んだときには、専門家冥利に尽き、長期間の苦勞が報われる大変やりがいのある仕事であると感じました。プロジェクトの活動経過やワーキンググループの様子について拝見することができなかつたことは残念ですが、弁護士出身の専門家の方々や業務調整員の方たちとも意見を交わすことができ、現地での生活や日々考えていることなど、業務以外の様々な話を率直に聞いたことは大きな収穫となりました。

6 N I Jにおける日本側研修員の発表

N I Jでの日本側研修員による発表では、法務省職員と検察庁職員に分かれ発表を行いました。検察庁職員は日本の検察官と検察事務官の役割について発表を行い、私は検察事務官についての説明を行いました。渡航前にラオス刑法・刑訴法を拝見しましたが、検察事務官のような内容は見当たらず、ラオス側の理解を得ることができるか不安もありましたが、簡潔に捜査公判での立会業務及び検務事務を紹介しました。先方の関心事項は、民事関係に集中しており、調停制度についての意見交換が活発に行われました。刑事関係については、不起訴制度に関する質問がありましたが、日本法との比較としての関心に留まっているような印象を受けました。もっとも、ラオスと日本の法制度を比較することは、お互いの理解を深めることができ、二国間の関係強化に通ずるものでもありますので、双方にとって有益な意見交換となったと感じています。

第4 ラオスでの所感

今回、ラオスを初めて訪れ、各カウンターパートを訪問させていただき、ラオスにおける法制度整備支援について理解を深めることができました。そして、今後のラオスに対する支援について、私自身、高い関心を持つことができました。ラオス滞在中、特に印象に残っていることは、政府系機関において、一党支配の影響を少なからず感じることがあり、日本との比較を通じて、制度の多様性について考えるきっかけとなりました。また、ラオス国内における中国のプレゼンスの高さを実感し、中国とラオスとの関係が、今後の日本の法制度整備支援にも影響を与えることもあるのではないかと感じました。この点については、各所でご意見を伺い、現在のラオスの状況について、中国がラオスの最大の債権国となったことで、様々な面で影響が出てきていると説明を受けま

した。幾つかの例を挙げるとすれば、中国企業の進出によってラオス人がラオス国内で消費をするようになってきていること、選択肢が増えたことによって、ラオス人は中国をオプションの一つとして考えることができる視野を得たこと、人・物の面でラオスにいろいろな経済効果がでてきていることなどであり、今後のラオスの動向には注目していきたいと思いました。

法制度整備支援に話を戻すと、ICD、JICA、現地専門家の長年の労力により、民法典起草やNIJ設立に大きく貢献してきたことから、日本への信頼は確かなものであると現地でも実感しました。目下、地道な「寄り添い型支援」を続けることが大切であると思っています。それ以外の方法については政治的な問題であって、ここで述べることはナンセンスであると思いますので、地道な支援を続けることが日本の強みであり、信頼を得る確かな方法の1つであると感じています。

ラオスは、未だアジア諸国の中で、貧しい国の1つと言われていますが、実際にラオスの方々と接し、ラオス人の人柄の温かさや、将来に対して前向きな考えでひたむきに取り組む姿を見て、ラオスの将来は明るいものであることを実感しました。今後も法制度整備支援を継続して法の支配を促進し、ラオスがより豊かで暮らしやすい国になってもらいたいと思います。そして、ラオスと日本の関係がより強固になってもらえたらと切に思います。

第5 おわりに

今回の研修は、2週間という短い期間でありましたが、非常に内容の濃い充実した時間を過ごすことができました。ICDやアジ研での勤務時代から感じていたことではありますが、国際協力の業務は支援対象国の将来に思いを馳せることができる前向きな仕事であり、非常にやりがいのある業務であることを再認識しました。また、今回研修員として法制度整備支援のサブについても触れ、ロジ業務だけでなく知識の幅を広げることができ、今後の検察事務官としてのキャリアパスに非常に有益なものとなりました。私は、実務家として長期派遣専門家のような仕事をすることは叶いませんが、今後も国際関係業務に携わることができるよう、日々地道に言語習得や知識のアップデートを続けていきたいと感じました。

最後に、本研修を主催していただいた内藤部長、須田副部長をはじめとする国際協力部の皆様に感謝を申し上げます。また、貴重な御講義をしていただいた講師の皆様、現地での訪問先の調整に尽力いただいた矢尾板専門家をはじめとする現地プロジェクトオフィス及びJICA職員の皆様に改めて感謝申し上げます。何よりも、2週間の研修期間中、様々な面でサポートしていただいた茅根教官、中嶋国際専門官に心より感謝申し上げます。そして、多忙な業務の中、快く研修に送り出してくださった東京地方検察庁職員の方々にもこの場を借りて感謝申し上げます。ありがとうございました。